

利用自粛を行った場合の保育料の取り扱いについて

1. 利用自粛をお願いする期間

4月20日（月）～5月6日（祝・水） ※今後の状況により期間を延長する場合があります。

2. 対 象 施 設

保育所，認定こども園，地域型保育事業

3. 保育料の日割り計算方法

【4月保育料の計算例】 $4月の保育料(A) \times \frac{開所日数 - 利用を控えた日数}{25} = (B)$
【10円未満切り捨て】

➡ $(A) - (B) =$ 翌々月以降に充当または還付

4. 登園自粛のお願いに伴う留意点

- ・ 0～2歳児クラスについて，期間中に利用を控えた日数に応じて保育料の減免措置（日割り計算）を行います。
- ・ 4月・5月の保育料は全額お支払いいただき，翌々月以降の保育料に充当または還付を予定しております。
（認定こども園の保育料の取り扱いについては，各園にお問い合わせください）
- ・ 施設で徴収している実費の取扱いについては，ご利用の施設にご確認ください。

お問い合わせ先：子育て施設課 TEL25-3144